

EVの普及促進によるゼロカーボンシティ推進に関する連携協定を締結しました

10月30日、東海村とENECHANGE(エネチェンジ)株式会社(丸岡智也代表取締役CEO)は、連携協定を締結しました。本協定は、電気自動車(以下、EV)充電事業を広く展開するENECHANGE株式会社と村が相互に緊密な連携を図ることにより、充電インフラの構築によるEV普及促進など、官民共創の「ゼロカーボンシティ」の実現を目的としています。

【問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当(☎282-1711 内線1454)

■連携項目

協定に基づき、次の6項目の連携事項について協力します。

- (1) クリーンエネルギーとEVの普及促進に関すること
- (2) EV充電インフラの向上に関すること
- (3) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること
- (4) 環境の保全および省エネ・脱炭素社会の実現に関すること
- (5) 災害時におけるEV充電インフラの提供に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要となること



【写真左から】

内藤義久さん(ENECHANGE株式会社EV充電サービス事業部執行役員)、山田村長

■現在の取り組み

ENECHANGE株式会社と連携し、新たに総合福祉センター「絆」と村立図書館の村内2か所の公共施設へ、EV普通充電器を設置しました。ぜひご利用ください。



就学援助(準要保護)制度の対象となる方に入学準備金を支給します



村では、経済的な理由により、学校生活に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その一部を支給する就学援助を行っています。令和7年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者に対し、入学準備に必要な費用の一部を入学前に支給します。

対象▼令和7年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者で▽申請時点で東海村に居住している▽【表1】の認定要件のいずれかに該当する▽同居または生計を同一とする扶養義務者がいる場合は【表2】の所得基準②を満たす▽生活保護費を受給していない——の全てを満たす方

【表1】認定要件

認定要件	添付書類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
村民税が非課税である	非課税証明書
村民税、個人事業税、固定資産税の減免または国民年金の掛け金の減免を受けている	各税・掛け金の減免承認通知書等の写し
国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている	国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
経済的な理由で就学が困難である(【表2】の所得基準①を満たす方)	令和6年度(令和5年分)所得証明書等(令和6年1月1日時点で東海村に住所がない場合のみ)

【表2】所得基準

扶養親族の人数	①保護者の所得基準	②扶養義務者の所得基準額
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

※給与所得・年金所得のいずれかがある場合は10万円控除した額となります。

支給額▼▽小学校入学予定者…5万7,060円/人▽中学校入学予定者…6万3,000円/人

支給時期等▼令和7年2月下旬から3月中旬に、保護者の口座に直接振り込みます。

提出書類等▼▽申請書(同意欄に同居する全ての世帯主の署名があるもの)▽準要保護認定の要件に応じた証明書類▽通帳等(保護者の口座が分かるもの)

その他▼村立中学校入学予定者で準要保護の認定を受けている場合は、申請不要です。

申し込み・問い合わせ▼学校教育課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、添付書類等を添えて、令和7年1月6日(月)から31日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)に、学校教育課企画総務担当(282-1711 内線1422)へ申し込みください。

※申請書は村公式ホームページからもダウンロードできます。



▲村公式HP